

平成 29 年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業  
企画公募実施要領

平成 29 年 6 月

札幌市がん対策普及啓発キャンペーン実行委員会

## 1 本書の目的

本書は「平成 29 年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業」の委託について、審査により委託候補者を選定するために必要となる事項について定めるものである。

## 2 委託業務の内容

- (1) 名称  
平成 29 年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業
- (2) 仕様等  
別紙「平成 29 年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業 業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成 29 年 12 月 31 日まで。
- (4) 委託費（契約限度額）  
2,950,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）  
※事業終了後一括払い。

## 3 参加資格

- (1) 会社更生法による更生手続開始の申し立て、又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (2) 本事業について十分な業務遂行能力を有し、過去に類似の業務実績があること。

## 4 スケジュール

- (1) 参加意思表明書の提出期限:平成 29 年 6 月 26 日（月）17 時必着
  - ・別紙「参加意思表明書」により郵送又は持参にて提出すること。
  - ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- (2) 企画提案書等の提出期限:平成 29 年 7 月 18 日（火）17 時必着
  - ・郵送又は持参にて提出すること。
- (3) 書類審査（以下、「一次審査」という。）: 企画提案書等の提出期限後実施
  - ・応募件数が 6 件以内の場合、一次審査を省略し全員通過とする。
  - ・一次審査の結果（省略した場合を含む）は、企画提案書等の提出者全員に文書で通知する。
- (4) ヒアリング審査（以下、「二次審査」という。）:平成 29 年 8 月 7 日（月）
  - ・実施日時、会場等の詳細は一次審査通過者に別途連絡する。
  - ・二次審査は 1 者あたり 20 分程度を予定（提案説明 15 分、質疑 5 分）
  - ・選考の結果については、二次審査を実施した全員に文書で通知する。
- (5) 参加意思表明書及び企画提案書等の提出先  
〒060-0042  
札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19

## 5 企画提案書等

別紙「平成 29 年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業企画提案書等作成要領」（以下、「企画提案書等作成要領」という。）及び仕様書を熟読のうえ作成し、企画提案書等作成要領に従い、上記 4 の(2)の期限までに提出すること。

## 6 質疑

本事業についての質疑等は、別紙「質問書」に記載のうえ、提出すること。電話による質問は認めない。

(1) 提出期限

平成 29 年 6 月 30 日（金）17 時必着

(2) 提出方法

電子メールとする。

メールアドレス： shiho.yakuwa@city.sapporo.jp

(3) 回答及び質疑の公開

回答は電子メールにて随時行う。また、質疑提出期限後に、すべての質疑、回答の内容を、参加意思表明書を提出した者に公開する。

## 7 委託候補者の選定方法

(1) 審査の実施主体

本事業の委託候補者の選定は、札幌市がん対策普及啓発キャンペーン実行委員会（以下「委員会」という。）によって行う。

(2) 委託候補者の選定方法

委員会が、提出された企画提案書等を別紙「平成 29 年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業委託候補者選定基準」（以下、「選定基準」という。）に従い採点した後、全体協議のうえ、一次審査の通過者（応募件数が 6 件以内の場合是一次審査を実施せず、全員通過者とする。）と、二次審査による委託候補者を選定する。

(3) 企画提案書等の提出者が 1 者の場合

企画提案書等の提出者が 1 者の場合であっても、審査を実施し、委託候補者を選定する。ただし、選定基準に定める最低基準点以上の点数を得られなかった場合は委託候補者として選定しない。

## 8 業務委託契約

上記 7 により選定された委託候補者と、具体的な契約内容及び委託金額について協議のうえ、契約する。なお、この協議の中で、選考委員以外の者に向け、再度企画提案について説明を求める場合があり、提案事業内容の一部を変更していただく

ことがある。また、委託候補者との協議が不調に終わった場合や下記の事項に該当する場合は、委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

- (1) 企画提案書等に虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合
- (2) 契約締結までの間に上記3の(1)に該当する事項が発生した場合

## 9 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 上記4の(1)により参加意思表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出する。
- (4) 上記4の(2)により提出した企画提案書等については、提出期限後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (5) 企画提案書等に係る著作権は、それぞれの企画提案者に帰属するが、委員会が本件の選定の公表等に必要な場合には、当該著作権を無償で使用できることとする。
- (6) 企画提案書等は、公開される場合がある。
- (7) 上記7により選定された委託候補者は、上記6による質疑の後には、仕様書の不明を理由として異議を申し立てることはできない。